

平成 2 5 年 8 月 議会臨時会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

平成 2 5 年 8 月 8 日 開会

平成 2 5 年 8 月 8 日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

平成 2 5 年 8 月 東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

平成 2 5 年 8 月 8 日（木）午後 4 時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 仮議席の指定

日程第 3 議長の選挙

日程第 4 議席の指定

日程第 5 会期の決定

日程第 6 会議録署名議員の指名

日程第 7 議案の上程

議案第 1 号 東総地区広域市町村圏事務組合職員の給与の臨時特例に関する
条例の制定について

日程第 8 提案理由の説明

日程第 9 議案質疑

日程第 10 討論採決

日程第 11 閉 会

出席議員（９名）

1 番	根本	茂	君	2 番	宮内	和宏	君	3 番	秋元	賢二	君
4 番	日下	昭治	君	5 番	向後	悦世	君	6 番	太田	將範	君
7 番	椎名	嘉寛	君	8 番	荻谷	進一	君	9 番	川口	健男	君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管 理 者	明智	忠直	君
副 管 理 者	太田	安規	君
副 管 理 者	越川	信一	君
事 務 局 長	青野	康弘	君
事 務 局 参 事 (兼)施設整備課長	島田	重信	君
総 務 課 長	高木	松夫	君
主 査	宮内	雄治	君
主 査	佐原	輝美	君

事務局出席者

書 記	小澤	隆	君
-----	----	---	---

午後 4 時開会

事務局長 青野康弘君	会議の前に、配付資料の確認等をさせていただきます。 本日の「議事日程」及び「議案第 1 号」を事前に配付させていただきましたが、ございますでしょうか。 それから、本日、「席次表」及び「説明者一覧」を各議席に配付させていただきましたが、ございますでしょうか。 新しく、組合議員となられました方々がいらっしゃいますので、事務局職員の紹介をいたします。 (説明補助者一覧により紹介) 現在、当組合議会におきましては、議長が不在となっておりますので、新たな議長が選出されるまでの間、地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、椎名副議長に議事を進めていただきます。 つきましては、副議長椎名嘉寛様よろしくお願いいたします。
副議長 椎名嘉寛君	ただいま事務局長からご紹介いただきました副議長の椎名嘉寛でございます。 地方自治法第 106 条第 1 項の規定により、議長の職務を行います。各位のご協力をお願いいたします。 ここで、新たに議員となられました 4 名の方々を、ご紹介いたします。
根本茂君	銚子市選出の根本茂君。 銚子市議会議長の根本でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。
副議長 椎名嘉寛君	同じく、銚子市選出の宮内和宏君。
宮内和宏君	銚子市議会副議長の宮内でございます。よろしくお願い申し上げます。
副議長 椎名嘉寛君	同じく、銚子市選出の秋元賢二君。
秋元賢二君	秋元です。よろしくお願い申し上げます。
副議長 椎名嘉寛君	旭市選出の日下昭治君。
日下昭治君	日下でございます。よろしくお願い申し上げます。
副議長 椎名嘉寛君	それでは、平成 25 年 8 月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

副議長 椎名嘉寛君	本日の出席議員は、9名でございます。 よって、定足数に達していますので、会議は成立いたしました。 日程第2、仮議席の指定を行います。匝瑳市議会会議規則第4条第2項の規定を準用し、仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。 日程第3、議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり) ご異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。お諮りいたします。ただいまの指名の方法については、本職において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
副議長 椎名嘉寛君	ご異議なしと認めます。 よって、本職において指名することと決しました。 東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に銚子市選出の根本茂君を指名いたします。 お諮りいたします。 ただいま本職が指名しました根本茂君を、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長の当選人と決することに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
副議長 椎名嘉寛君	ご異議なしと認めます。 よって、ただいま指名いたしました根本茂君が、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました。 ただいま、議長に当選された根本茂君が、議場におられますので、匝瑳市議会会議規則第32条第2項の規定により、本職から当選の告知をいたします。 根本茂君が、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました。告知を終わります。 ここで、東総地区広域市町村圏事務組合議会議長に当選されました、根本茂君から当選受諾のご挨拶をお願いいたします。

副議長 椎名嘉寛君	根本茂君。
議長 根本茂君	議長を受けることになりました根本茂でございます。議事進行がスムーズに進みますよう、皆様のご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。
副議長 椎名嘉寛君	議長当選の受諾の挨拶が終わりました。 これをもって、私の職務は終了いたしました。皆様方のご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。 ここで、議長職を交代いたします。根本茂議長、議長席にお着き願います。
議長 根本茂君	暫時休憩します。 再開いたします。 日程第４、議席の指定を行います。匠瑤市議会会議規則第４条第１項の規定により、議長において指定いたします。ただいまご着席の仮議席を、本議席と指定いたします。 議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。 日程第５、会期の決定であります。本日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
議長 根本茂君	(「異議なし」の声多数あり) ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日限りと決しました。 日程第６、会議録署名議員の指名を行ないます。 ３番秋元賢二君、４番日下昭治君の両名を指名いたします。 管理者より送付を受けております議案は、議案第１号であります。 配付漏れはありませんか。
議長 根本茂君	(「なし」の声あり) 配付漏れなしと認めます。 日程第７、議案第１号を上程いたします。 職員により、議案の朗読をいたします。
議長 根本茂君	(書記高木松夫君、議案朗読) 議案の朗読は終わりました。管理者より挨拶を兼ねまし

管理者 明智忠直君	て、提案理由の説明を求めます。 管理者 明智忠直君。 本日ここに、平成２５年８月東総地区広域市町村圏事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中、また、お暑い中ご参集をたまわりましたこと、心から厚くお礼申しあげます。 また、ただいまの選挙により当選されました根本議長には、まずもって、心からお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。 本日の臨時会におきましては、銚子市から新たに３名の方が、また旭市からは新たに１名の方が、それぞれ当組合の議員となられまして、ここにご参集をいただいております。議員の皆様方には、広域行政の取り組むべき課題についてご理解をいただき、東総地区の発展・振興にご尽力いただきますようお願い申し上げます。 本日、ご審議いただく議案は１件でございます。 議案第１号、「東総地区広域市町村圏事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」であります。 本案は、組合職員のうち、銚子市及び旭市から派遣されている職員を除き、平成２５年９月から平成２６年３月までの７カ月間、給与を減額するものであり、東総地区広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の特例を設けるものであります。 詳細につきましては、事務局から内容説明をいたしますので、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。
議長 根本茂君	提案理由の説明は終わりました。 続いて、議案第１号の補足説明をさせます。 事務局長 青野康弘君。
事務局長 青野康弘君	「東総地区広域市町村圏事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例」について、補足して御説明いたします。 地方公務員の給与改定に関する取扱いについては、国の地方公務員の給与削減要請等を受け、県内市町村等においても、それぞれ独自に減額措置の取組みがなされているところであり、当広域組合の構成市においても、その取扱いが異なっている状況であります。 そこで、給与の減額措置についての当組合の方針としましては、各市担当課と調整のうえ、各職員の派遣元等の取扱いによることとし、派遣元との不利益が生じないように取り扱

	うこととするものです。 今回の特例条例の、減額対象となる職員は、事務局長と匝瑳市からの派遣職員１名の計２名であり、９月１日から施行を予定するものです。 減額率等は、７月１日から施行されている匝瑳市の給与減額の特例条例を参考としており、７月から来年３月までの９カ月分の減額の額と同様の取扱いにするため、匝瑳市の減額率を９月から来年３月までの７カ月で割り返した減額率としております。 また、銚子市、旭市からの派遣職員を除く規定になっておりますが、銚子市及び旭市においての減額に関する方針決定後は、必要な改正を行うこととします。 なお、当組合の給与条例は、匝瑳市の給与条例を特定した準用規程となっていますので、今回、匝瑳市と同様に特例条例により施行するものであります。 以上で条例に関する補足説明を終わります。 よろしく御審議をお願いいたします。
議長 根本茂君	議案第１号の補足説明は終わりました。 これから、議案第１号の質疑に入ります。質疑を行う前に予め申し添えます。質疑は一括質疑方式で、１人３回までとなっております。また、質疑については、議案の範囲とし、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。 質疑はありませんか。 (「質疑なし」の声あり)
議長 根本茂君	質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終結いたします。 日程第１０、議案に対する討論、採決を行います。 お諮りいたします。 議案第１号の討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長 根本茂君	ご異議なしと認め、採決いたします。 議案第１号「東総地区広域市町村圏事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数)
議長 根本茂君	挙手多数であります。

	よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。 本日の議事日程は、すべて議了いたしました。 これにて、平成 2 5 年 8 月東総地区広域市町村圏事務組合 議会臨時会を、閉会いたします。
--	--

午後 4 時 2 0 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会	議 長	根 本	茂
	議 員	秋 元	賢 二
	議 員	日 下	昭 治